

平成19年(ワ)第5027号債権差押範囲変更申立事件(基本事件:平成19年(ワ)第1338号)

決 定

神戸市

申立人(債務者)	
上記代理人弁護士	上 田 孝 治
同	山 根 良 一
同	瀬 合 孝 一

神戸市

相手方(債権者)	
上記代理人弁護士	

主 文

- 1 上記当事者間の神戸地方裁判所平成19年(ワ)第1338号債権差押命令申立事件について、平成19年12月12日になされた債権差押処分中、債務者が第三債務者[redacted]銀行に対して有する預金債権([redacted]金84万6971円)に対する差押え部分を取り消す。
- 2 申立人のその余の申立てを却下する。

理 由

第1 本件申立ての趣旨及び理由

別紙差押範囲変更の申立書(写し)記載のとおり

第2 判断

- 1 一件記録によれば、以下の事実がそれぞれ認められる。
 - (1) 相手方は、申立人に対し、平成19年12月12日、神戸地方裁判所に対し、神戸家庭裁判所平成3年(家イ)第132号婚姻費用分担事件の執行力ある調停調書正本(平成3年5月24日付)に基づき、債務者の第三

債務者■■■■銀行（以下「■■■■銀行」という。）外3名に対して有する各預金債権の差押えを申し立て、神戸地方裁判所は、同日、債権差押命令を発令した（以下「本件差押え」という。）。

■■■■銀行は、上記差押えについての第三債務者の民事執行法147条1項に規定する陳述において、■■■■支店扱いの普通預金（口座番号■■■■）。以下「本件口座」という。）に84万6971円が預金債権として存し、弁済する意思がある旨の回答をした。

(2) 本件口座には、平成18年4月4日以降平成19年12月14日の本件差押えまでの間、平成18年10月17日に合計180万円が振り込まれた以外は、申立人の年金以外の入金はない。

一方、本件口座には、平成18年4月4日、繰越金として262万4159円が存したが、同年11月30日には預金残高が5万0489円となっており、その後は、上記のとおり、申立人の年金以外には入金はない。

(3) 本件口座からは、家賃、電話第、ガス代、国民健康保険料、損害保険料等の振替がなされている。

2 以上の事実によれば、本件口座に対する本件差押えにかかる預金債権84万6971円は、本件口座に入金された申立人の年金が預金債権となったものと認めるのが相当である。そして、年金債権が差押禁止債権であることからすれば、本件口座の預金債権に対する差押えも禁止されると解するのが相当である。

3 なお、本件差押えにかかる■■■■銀行以外の第三債務者に対する各差押えについては、これを取り消す理由はない。

第3 結論

よって、本件申し立ては本件口座の預金債権に対する差押えを取り消す限度で理由があるので、主文のとおり決定する。

平成20年1月24日

神戸地方裁判所第3民事部

裁判官 種 村 好 子

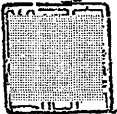
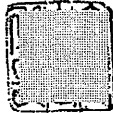

正



差押範囲変更の申立書

2007年12月21日

神戸地方裁判所 御中


申立人 (債務者) 代理人	弁護士	上 田 孝 治 (主任)	
同	弁護士	山 根 良 一	
同	弁護士	瀬 合 孝 一	


当事者 別紙当事者目録記載のとおり

申立ての趣旨

上記当事者間の神戸地方裁判所平成19年 (ル) 第1338号債権差押命令申立事件について、平成19年12月12日なされた債権差押命令を取り消す。との裁判を求める。

申立ての理由

- 1 申立人を債務者、相手方を債権者として、相手方は貴庁に債権差押命令を申立て (貴庁平成19年 (ル) 第1338号債権差押命令申立事件)、平成19年12月12日、債権差押命令がなされた (以下、本件差押命令と云う。)
- 2 ところが、本件差押命令によって差し押さえられた申立人の下記口座は社会保険庁から振込まれる厚生年金と  厚生年金基金から振込まれる年金の各受給と、受給金のなかから国民健康保険料、公共料金、家賃等日常生活に不可欠な費用を引き落とすために開設した口座である。

5,000	
-------	---

記

(差し押さえられた口座)

株式会社 [] 銀行 [] 支店 普通預金

口座番号 [] 名義人 []

- 3 また、差し押さえられた上記預金債権は、上記2つの年金として振込まれたものである。
- 4 上記年金債権が差押禁止債権である趣旨からすれば本件差押も禁止されべきである。
- 5 なお、申立人は昭和6年 [] 生で現在76歳であり、平成5年に胃の全摘手術を受け働けず、年金以外に収入はなく、上記年金だけで1人で暮らしている。したがって、年金が差し押えられると生活することができない。
- 6 よって、本件差押処分取消を求めため申立てに及んだ。

添付書類

- | | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 預金通帳 | 1通 |
| 2 | 年金(厚生)振込通知書 | 1通 |
| 3 | 年金送金通知書([]) | 1通 |
| 4 | 市県民税所得証明書 | 1通 |
| 5 | 家計収支表 | 1通 |
| 6 | 「差押え」に関する案内([] 銀行) | 1通 |
| 7 | 委任状 | 1通 |

これは正本である。

平成20年1月24日

神戸地方裁判所第三民事部

裁判所書記官 栗谷 祐

